

ウ 任意事業

(ア) 家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護者を現に介護する方の支援のために必要となる事業を実施しています。

① 介護教室の開催

要介護状態の維持・改善を目的として、適切な介護知識や介護技術、外部サービスの利用方法の習得等を内容とした教室を開催し、介護者を支援する事業です。

現状と課題

介護者や介護に関心のある方などに対し、適切な介護方法やサービス利用方法、介護に関する知識や対応方法、介護者の心身のリフレッシュ方法等を伝えるため、地域包括支援センターへの委託により教室を開催しています。

介護に関する知識や方法について、より多くの方々に伝えられるよう、教室の周知に努める必要があります。

■家族介護教室の実施状況

(回)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
実施回数	7	8	8	8	2	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

今後の方向性

正しい介護知識の伝達や介護者の心身のリフレッシュ等を行うことで、引き続き、介護者の支援に努めるとともに、教室の存在を広く周知することで、介護について悩みを抱える方はもとより、より多くの方々の参加を促進し、市民全体の理解や認識を高められるよう努めます。

【取組状況・課題など】

引き続き、介護者の支援に努めるとともに、教室の存在を広く周知することで、介護について悩みを抱える方はもとより、より多くの方々の参加を促進し、市民全体の理解や認識を高められるよう内容の検討・知識の普及啓発に努めます。

② 徘徊高齢者等早期発見シールの配布

現状と課題

徘徊高齢者等の早期保護と事故の未然防止を図るとともに、徘徊高齢者等を在宅で介護する介護者またはその家族の精神的負担の軽減を図るため、靴やサンダル、杖などその他持ち物等に貼る反射シールの配布を行っています。

登録者の捜索に役立つほか、保護された時の身元確認と家族への連絡を速やかに行えるよう、登録者の情報は、行田警察署へ情報提供を行っています。

対象者だけでなく、地域で見守りを行っていただくためにも、サービスの更なる周知を行っていく必要があります。

■シール配布状況

(人)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
配布人数	12	16	21	18	7	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

今後の方向性

今後、高齢化の進展に伴い、認知症の方の増加が見込まれているため、引き続き、シールの配布及び周知を行うことで、徘徊高齢者等の早期保護と事故の未然防止、介護者の負担軽減に努めます。

【取組状況・課題など】

引き続き、シールの配布及び周知を行うことで、徘徊高齢者等の早期保護と事故の未然防止、介護者の負担軽減に努めます。

③ 徘徊高齢者等位置探索サービス事業

現状と課題

徘徊高齢者の早期保護と安全確保を図るとともに、その介護者にかかる精神的負担の軽減に資するため、徘徊高齢者の現在位置を知らせる端末機器の貸与等を行っています。

徘徊高齢者等早期発見シールの交付事業も始まり、貸与件数の極めて少ない状況が続いていますが、早期発見シールと併用することで、更なる安全確保が図られることから、今後もサービスの更なる周知が必要です。

■位置探索サービス事業の実施状況

(件)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
GPS端末貸与数	0	1	1	3	1	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

今後の方向性

より効率的・効果的に見守りを実施できるよう、対象者の意見等を取り入れながら、新たな機器導入の検討をしながら、利用者の増加を図り、徘徊高齢者等の問題に対して総合的な見地から、事業・サービスを推進していきます。

【取組状況・課題など】

より効率的・効果的に見守りを実施できるよう、新たな機器導入の検討をしながら、利用者の増加を図り、徘徊高齢者等の問題に対して総合的な見地から、事業・サービスを推進していきます。

④ 認知症サポーター養成講座

現状と課題

厚生労働省の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」の一環として、認知症サポーター*1を平成 32 年度までに 1,200 万人養成するとの目標が掲げられているとおり、全国でも講座が行われています。

本市においても、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して、市内の介護事業所や公共施設等を利用し、認知症サポーター養成講座を定期的を開催するとともに、市民や民間事業所、企業等が講座を開催する際の支援を行っています。

認知症に対する市民の理解をさらに深め、市民全体での見守りの機運を高めるため、さらに多くのサポーターの養成を進める必要があります。

※1 認知症の方とその介護者を見守り、応援者となるため、認知症に関する正しい知識と理解を身に着けた一般市民

■認知症サポーター養成講座の開催状況

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
実施回数（回）	16	23	38	(40) 25	(45) 12	(50)
参加者数（人）	424	742	945	(800) 445	(900) 261	(1,000)

※市の主催、事業者等の主催を全て含む

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

※（ ）は目標値

今後の方向性

認知症高齢者を地域全体で見守っていくため、引き続き、講座の開催を通じてサポーターの養成に努めるとともに、市民や民間事業所等に対し、講座の存在を周知しながら、その開催を支援していきます。

なお、認知症等による高齢者の徘徊が社会的な問題となっていることから、養成講座の開催にとどまらず、より早期に発見・保護を目指す仕組みとして、声かけに注目した新たな取り組みの導入や養成したサポーターへの研修会等についても検討していきます。

【取組状況・課題など】 ※目標値等に対する進捗状況

引き続き、講座の開催を通じてサポーターの養成に努めるとともに、市民や民間事業所等に対し、講座の存在を周知しながら、その開催を支援していきます。

また、徘徊高齢者の方を早期に発見・保護を目指す仕組みとして、声かけに注目した新たな取り組みの導入を検討していきます。

⑤ 要介護者等紙おむつ給付事業

現状と課題

在宅で40歳以上の行田市の介護保険に加入している要介護3以上の方に対し、紙おむつ及び尿取りパッドを給付し、本人及びその介護者の精神的、経済的負担等の軽減を図っています。

委託業者が宅配することに加え、紙おむつ等の種類も選択可能であり、さらに利用者の費用負担もないことから、受益者負担の観点からサービス内容の見直しを検討する必要があります。

■紙おむつ給付事業の実施状況

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
利用登録者数（人）	179	299	303	192	200	
支給総額（千円）	9,257	8,648	8,991	10,097	4,059	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

今後の方向性

地域包括ケアシステムを構築する上で、在宅介護は欠くことのできない重要な要素でもあることから、引き続き、紙おむつ等の給付を行うことで、被介護者及び介護者の負担軽減に努めます。

また、持続可能な事業運営を確保するため、適正な受益者負担の導入や、利用対象者の見直しなど、適時・適切にサービス内容の見直しを図ります。

【取組状況・課題など】

平成28年度に、支給助成方法について、枚数上限から、上限額設定による配布へと変更しました。また、上限額を所得税課税状況から市民税課税状況による段階式の上限支給額とし、紙おむつの配達も上限支給額に応じた袋毎の配達に変更しました。

なお、平成27年度の介護用品支給の見直しにより本事業は激変緩和措置に位置づけられているため、今後も国の動向を注視し適切に事業を実施していきます。

⑥ 認知症カフェ（オレンジカフェ）

現 状

認知症の方や家族、医療介護の専門職、地域住民、ボランティアなどが集まり介護に関する専門職への相談や情報交換、当事者同士の交流等を気軽に行える機会を確保するため、市内に認知症カフェ（オレンジカフェ）を設置しています。

■認知症カフェの実施状況

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
実施回数（回）	2	3	50	(90) 64	(120) 40	(130)
参加者数（人）	34	36	690	(1,300) 1,019	(1,800) 743	(2,000)

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

※（ ）は目標値

今後の方向性

今後も、認知症の方や家族が住み慣れた地域で安心して生活していくため、より地域に密着した認知症カフェにすべく、医療・介護分野をはじめとした各種団体とともに協力し、更なる設置を進めていきます。

また、そうした場があることを市民に把握してもらうため、チラシや認知症カフェマップの作製等を行うなど普及・啓発に努めます。

【取組状況・課題など】 ※目標値等に対する進捗状況

平成29年度に公募にて4か所の事業者へ委託を開始し、平成30年度、令和元年度と2か所ずつ委託先を増やし、より地域に密着した認知症カフェになるよう委託先の増設を図っています。

また、地域包括支援センターやケアマネジャー、民生委員など関係機関が認知症の当事者、その家族等に紹介できるよう、各会議や研修会等で周知を図るとともに、平成30年度には、認知症フォーラムにて事業所発表の機会を設け、それに合わせ、事業所一覧のパンフレットの作成、配布し周知に努めました。

令和元年度には、自治会長、地域関係者の会合（ささえあいミーティング）等にて地域関係者への周知なども行うなど市民への参加を促しました。

今後も各認知症関連の事業時、地域関係者が集まる事業時等で周知を進め、地域で認知症の方を支える視点から、地域住民等の参加も必要であることから、運営を事業所の専門職だけでなく、認知症サポーター養成講座受講者等に対し協力要請し、現在、本事業のボランティアとしても活躍しています。

(イ) その他の事業

a 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の市申立て等を行う際に必要となる経費や、成年後見人等に支払う報酬について、低所得者に対し助成等の支援を行う事業です。

本市では、当該事業を実施するための予算を確保しているところですが、利用は極めて少ない状況です。今後、支援を行う必要が生じた際に迅速かつ的確に対応できるよう、引き続き、予算の確保に努めます。

■成年後見制度市長申し立て状況及び利用支援事業状況 (件)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
市長申し立て相談数	1	1	0	1	0	
市長申し立て数	0	1	0	1	0	
成年後見制度利用支援事業利用者数	0	1	0	1	0	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

b 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具及び住宅改修に関する相談や助言、情報提供、連絡調整等を実施するとともに、住宅改修費の支給申請に係る書類を作成した場合と、ケアマネジャーが改修の内容及び必要性を記載した理由書を作成した場合の経費を助成する事業です。

本市では、当該事業を実施し、高齢者が在宅で生活を継続できるよう支援しています。

在宅での生活は、地域包括ケアシステムの構築を目指す上での基本であることから、要介護者等が、住み慣れた自宅で日常生活を営むことのできるよう、引き続き、支援を行います。

c 地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活の継続を支援するための事業として、地域資源を活用したネットワーク形成に資するために行う事業です。

栄養改善の必要な高齢者に対し、配食の支援を活用して高齢者の状況を定期的に把握するとともに、必要に応じて市へ報告を行います。

【取組状況・課題など】

在宅での生活は、地域包括ケアシステムの構築を目指す上での基本であることから、要介護者等が、住み慣れた自宅で日常生活を営むことのできるよう、引き続き、権利、住居、生活の維持に向けた様々な支援を検討し行っていきます。

① 高齢者等配食サービス事業

現 状

自ら食事の支度をするのが困難で、かつ、他の誰からも食事の提供を受けられない高齢者に対し、栄養バランスの取れた食事を宅配することで、その健康保持を図るとともに、安否の確認等を行っています。

■配食サービス事業の実施状況

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
利用登録者数(人)	148	140	131	148	179	
給付総額(千円)	9,436	8,918	8,119	8,429	5,004	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

今後の方向性

平成30年度に事業内容の見直しを行い、より効率的・効果的なサービスの実施を目指していきます。

在宅での生活は、地域包括ケアシステムの構築を目指す上での基本であることから、食事の援助を必要とする高齢者が、住み慣れた自宅で日常生活を営むことのできるよう、引き続き、サービスを実施していきます。

【取組状況・課題など】

これまで委託事業者が一者のみであったが、プロポーザルを実施し、令和元年度より1者追加し、二者から利用者が選択できるようになりました。また、新たに追加した業者では、咀嚼、嚥下機能の低下した方に対するためのムース食等の提供も可能となりました。

近年、民間の食事配達事業が拡大していることから、対象者や事業の在り方について配食事業の見直しを行っていきます。

3 介護給付等費用適正化事業の推進

現 状

介護認定調査の状況に係る点検や、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検及び介護給付費通知を行うことで、介護給付等に要する費用の適正化に努めています。

■介護給付等費用適正化事業の実施状況

(件)

		H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
要介護認定調査 の適正化	新規申請	994	857	902	866	475	
	更新申請	1,965	1,950	1,549	1,894	776	
	変更申請	259	424	422	397	202	
ケアプランの点検		77	87	43	49	33	
住宅改修の点検 (施工後の現地確認)		0	0	0	0	0	
医療情報との突合・縦覧点検		984	1,038	1,043	1,091	542	
介護給付費の通知 (年2回)		5,950	5,271	5,168	5,287	2,658	

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

今後の方向性

各種点検や通知等に係る実施回数の増加や、職員の業務遂行能力の向上を図ることで、より効率的・効果的な費用の適正化に努め、持続可能な介護保険制度の運営と、制度に対する市民の信頼確保へとつなげます。

【取組状況・課題など】

住宅改修の点検については、職員による現地確認が実施できていないが、工事前の事前申請に、着工前の写真を提出していただくとともに、工事完了後には、事後申請として着工後の写真を提出してもらうことにより、改修内容の確認を行っている。

引き続き、介護給付等に要する費用の適正化に努めていく。

4 人材の確保

本市では、介護人材の確保に向け、介護の仕事の魅力の向上、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減等について国、県及び関係団体と連携して取り組んでいきます。

また、必要な介護サービスの提供を確保するため、介護サービス従事者に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等の連携・協力体制の構築、ボランティア活動の振興や普及・啓発活動等について国や県と連携して取り組んでいきます。

【取組状況・課題など】

- ・令和元年度中に「介護人材に関する調査」を実施し、市内事業所の現状を把握する予定である。
- ・現状においては、県等が実施している各種事業や研修等の周知を積極的に行っていく。

5 共生型サービスの実施

障害者が高齢になっても、使い慣れた事業所においてサービス利用を継続できる、また、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うということを目的として、高齢者と障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が平成30年度から介護保険と障害福祉両方の制度に新たに位置付けられます。

具体的には、介護保険事業所又は障害福祉サービス事業所のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくする特例を設け、両方の指定を受けた各事業所に、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどを提供していただくとするものです。

障害者がこれまで受けていたサービスの量・質の確保に留意し、また、地域のニーズを踏まえ、共生型サービスの提供を検討していきます。

【取組状況・課題など】

実績はありませんが、引き続き、福祉課等と連携し、事業所の状況把握に努めるとともに、必要に応じ情報提供を行っていく。